

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

原告ら代理人意見陳述

2021年（令和3年）4月23日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 寺野 朱美

本日陳述した第9準備書面ないし第11準備書面で私たちがどのような主張をしているかについて、概要を述べます。

第9準備書面では、被告国の令和3年2月19日付け第4準備書面における主張に反論をしています。

被告国は、現行の婚姻制度は、同性愛者を婚姻制度から排除するものではなく、同性愛者であっても婚姻制度を利用することは可能であるので、法の下での平等について定めた憲法14条に反しないと主張します。しかし、自らの望む相手との婚姻でなければ、それは婚姻としての本質を備えたものとはいえません。性的指向は自らの意思で変えることは困難であるので、法律上同性間での婚姻が認められない限り、同性愛者等は自らの望む相手と婚姻することはできません。このように、現行の婚姻制度が同性愛者等に対して差別取扱いをしていることは明らかです。

また、被告国は、同性カップルも婚姻によらずにパートナーと継続的な関係を結ぶことは可能であると主張しています。しかし、婚姻によって生じる法的効果の本質は、身分関係の創設・公証と、その身分関係に応じた法的地位を付与する点にあります。同性愛者等を婚姻制度から排除することにより、同性カップルは婚姻によ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

って生じる法的効果の本質を享受することができず、そのことは同性カップルに対する負のメッセージを社会に伝達することになるのです。

さらに、被告国は、憲法24条1項の「両性」は男女の意味であって同性どうしの婚姻は想定されていないから、具体的な制度の構築についての要請を示した24条2項も同性どうしの婚姻を要請するものではないと主張しています。しかし、憲法24条の制定過程での政府答弁では、家族の形態は、法律の制定を通じて時代時代に適応することが妥当であると述べられていることからすると、同性どうしの婚姻は、憲法24条の制定当時にもともと想定されていた事態であるとすらいえます。

本件と同じ「結婚の自由をすべての人に」訴訟の先日の札幌地裁判決も指摘するとおり、婚姻に関する民法の規定は、子の有無や子をつくる意思・能力の有無にかかわらず、夫婦の共同生活自体の保護も重要な目的としています。同性カップルの共同生活も同様に保護されるべきですから、同性カップルに婚姻を認めないことが憲法24条2項に違反しないという被告の主張に合理的な理由を見出すことはできません。

次に、第10準備書面について述べます。

私たちは、国が同性婚を法制化せず放置している立法不作為の違法性を主張しています。

この準備書面では、主に、

① 同性カップルの婚姻を認めない現行制度が憲法に違反することが国会にとって明白になった時期はいつであったのか

② 明白となってから今までの間に、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったといえるのか

について論じています。

まず、同性カップルの婚姻を認めない現行制度が憲法に違反することが国会にとって明白になった時期については、1994年、2000年、2008年のいずれ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

かであると言えます。本準備書面では、その理由を裏付ける事実として、性的指向・性自認に関する国際法上の法規範の確立や、性的指向と性自認に関する人権保障に対する国際法上の履行確保、条約機関等からの勧告といった国際的な動向、また、国内における、司法判断や立法府・行政府の取組み、地方自治体の取組み等の動向を表にまとめて俯瞰し、論じています。

そして、1994年から数えれば25年以上、2008年から数えても10年以上が経過した現在まで、国会は、違憲性の解消のための何らの立法措置も講じていません。

同性婚を法制化する具体的な法律案が提出されましたが、2年近く経過した今日なお、国会において一度も審議されていません。

それどころか、国は、当事者団体が2010年から要請している国勢調査での同性カップルの集計・発表にすら、未だに応じていません。国が、そもそも真摯な検討すらしようとせず、日本全国の同性カップルの不利益を放置し続けていることは明らかです。

このような著しい立法不作為については、国会議員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するものとして、違法であるとの評価を免れません。

最後に、第11準備書面では、河口和也、風間孝、赤枝香奈子という3人の社会学者の意見書をもとに、日本において異性愛規範が成立し、そして、今や正当性を失うに至った、という歴史的な過程を論述しています。

1946年、今の民法が制定された時には、同性間の婚姻について検討すらされた形跡はありません。それはなぜでしょうか。

背景には、異性愛を「自然」「正常」とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を「不自然」「異常」なものとする異性愛規範があります。

ここでいう規範とは、個々人の内面の中に存在するものではなく、人々の「集合的意識」と言うことができます。規範は、個々の人間に対して強制的な力を持って

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

います。規範に自らの意思で従っている時には、規範が強制的な力を持つことは感じませんが、それに抵抗しようとするや否や、強制がその姿を現します。規範に従わなければ、嘲笑や反感、更には「排除されて当然」という態度が向けられることになるのです。

1946年当時、同性間パートナーシップの権利保障や同性婚を議論の対象とすらしなかった背景には、異性愛規範があったのです。

しかし、こうした異性愛規範は、戦後60年以上にわたる社会・文化構造の変化を経て、現在では完全にその正当性を失いました。このことは、異性カップルのみを権利保障の対象とする根拠もまた失効していることを意味しています。異性カップルにのみ婚姻を認め、同性カップルを権利保障の対象から外すという現行民法、戸籍法の立法事実は、現在では完全に失われたものということができます。

以上